

令和 7 年度
あさぎり町議会第 3 回会議
会 議 録

開会 令和 7 年 7 月 18 日

閉会 令和 7 年 7 月 18 日

あさぎり町議会

令和7年度 あさぎり町議会第3回会議会議録（第5号）						
招 集 年 月 日	令和7年7月18日					
招 集 の 場 所	あさぎり町議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和7年7月18日 午前10時00分			議 長	小見田 和行
	散 会	令和7年7月18日 午前10時18分			議 長	小見田 和行
応（不応）招議員 及び出席並びに欠 席議員 出 席 13名 欠 席 1名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 応 招	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	小 松 英 一	○	8	森 岡 勉	○
	2	加 藤 弘	○	9	豊 永 喜 一	○
	3	小 谷 節 雄	○	10	山 口 和 幸	△
	4	岩 本 恭 典	○	11	皆 越 てる子	○
	5	難 波 文 美	○	12	溝 口 峰 男	○
	6	加賀山 瑞津子	○	13	永 井 英 治	○
	7	橋 本 誠	○	14	小見田 和 行	○
議事録署名議員	12番 溝口 峰男 13番 永井 英治					
出席した議会書記	事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 溝 口 久 志					
地方自治法第12 1条により説明の ため出席した者の 職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職 名	氏 名	出欠等 の 別	職 名	氏 名	出欠等 の 別
	町 長	北 口 俊 朗	○	教 育 長	椎 葉 勇 二	○
	副 町 長	土 肥 克 也	○	教育課長	山 内 悟	○
	総務課長	酒 井 裕 次	○	農 林 振 興 課 長	橋 本 英 樹	○
	財政課長	中 村 光 成	○	税務課長	高 田 真 之	○
	企画政策 課 長	万 江 幸 一 朗	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第5号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 議案第18号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
日程第 3 議案第19号 令和7年度あさぎり町一般会計補正予算（第3号）について
日程第 4 発言取消申出書について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 議案第18号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
日程第 3 議案第19号 令和7年度あさぎり町一般会計補正予算（第3号）について
日程第 4 発言取消申出書について

午前10時00分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（小見田 和行 君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので令和7年度あさぎり町議会第3回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は会議規則第124条の規定によって12番 溝口峰男議員、13番 永井英治議員を指名します。日程第2、議案第18号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） おはようございます。本日もよろしくお願い致します。議案第18号和解及び損害賠償の額を定めることについて、提案致します。提案理由を申し上げます。和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本農林振興課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。それでは議案第18号について説明致します。1ページをお願い致します。和解及び損害賠償の額につきまして相手方はここに記載している方です。2ページをお願い致します。本件は、相手方所有のコインランドリー裏手の排水路が事故の起因となっておりまして、事故の発生状況と致しまして、令和7年6月11日の水道検針にて、相手方の水道使用量が例月の使用量を大幅に上回る値を示していたため、調査の結果、漏水していることが判明致しました。漏水は、メーターボックス下の土砂が町管理の排水路から流出し、陥没が

発生したことでメーターボックスの重さに水道管が耐えられず折損したことによるものと見られます。なお、コインランドリーの所有者は1ページに記載の方のとおりです。事故の原因となりますメーターボックス下の陥没は、メーターボックス設置箇所の横を流れます排水路壁面の張りブロックにおきまして、経年劣化によりブロックつなぎ目に隙間ができ、増水時、その隙間に水が浸入し、土砂を流出させたことによるものです。今回の事故発生箇所は、排水路支線が排水路本線へと合流する地点であり、降雨時は水量が非常に多いため、5月検針日から6月検針日の間の降雨増水によりまして土砂の流出が進み、陥没・水道管の折損が発生するに至ったと見られます。事故の損害額は115万6,365円で、事故の責任割合につきましては、町100%相手0%ため損害賠償額は115万6,365円でございます。この損害賠償の補填につきましては、町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険により全額補填されるものでございます。和解事項と致しまして町は相手方に対し本件事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後本件に関して裁判上または裁判外におきまして一切の異議及び請求をしないことを誓約し示談を成立させることとしております。町の対策でございますが、水道管は管交換により、陥没箇所は土嚢及び土砂を入れ締固めを行い、復旧を完了しております。排水路壁面の張りブロックにつきましては、排水路の水量が減る農閑期に詳細な調査を行い対策を実施することとしております。以上で説明終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第18号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第3、議案第19号令和7年度あさぎり町一般会計補正予算第3号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第19号令和7年度あさぎり町一般会計補正予算第3号について提案致します。令和7年度あさぎり町の一般会計補正予算第3号は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,294万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億8,480万5,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 中村財政課長。

●財政課長（中村 光成 君） 議案第19号について御説明申し上げます。2ページの続きを読み上げます。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。7ページをお願いします。歳入です。財政課所管分につきまして説明致します。1枠目の目1 地方交付税につきましては、今回の補正予算の財源調整によるものです。以上で財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井総務課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。総務課からは今回の補正におけます給与費明細につきまし

て説明致します。10ページをお願いします。一般職におきまして税務課職員分の時間外手当を補正するものでありまして、補正額につきましては比較の欄に記載のとおりでございます。次の11ページをお願いします。増減額の明細でございますが、今回の職員手当の補正につきましては時間外手当によるものでありますので増減理由としましては、その他の増減分に区分するものです。以上で給与費明細についての説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 万江企画政策課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） はい。それでは企画政策課所管分の説明を申し上げます。7ページをお願い致します。歳入になります。2段目の枠 目1総務費国庫補助金 節2地方創生臨時交付金は、税務課所管分の定額減税に係る不足額給付に伴う歳出予算の財源として、給付額及び事務費分を合わせて計上するものです。説明は以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 高田税務課課長。

●税務課長（高田 真之 君） それでは、税務課所管分について説明致します。8ページをお願い致します。歳出になります。1枠目 項2徴税费 目3定額減税調整給付事業費になります。節3職員手当等の時間外手当は、職員の時間外手当を月平均2名分の4か月分を見込んで計上しております。その下、節10需用費の印刷製本費は、給付金用の窓あき封筒及び返信用封筒各2,000枚分です。節11役務費の郵送料は、給付金の確認通知や払込み済み通知及び返信用分です。その下、口座振込手数料は、給付金を口座に振り込みするときの手数料分です。節18負担金補助及び交付金は、不足額給付金1,629人分を見込んでいます。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 山内教育課長。

●教育課長（山内 悟 君） それでは教育課所管分につきまして御説明申し上げます。8ページをお願い致します。歳出でございます。2枠目 項3中学校費 目1学校管理費 節18の部活動各種大会出場費補助金でございますが、あさぎり中学校の部活動で男子ソフトテニス部が中体連の県大会で団体戦2位などの好成績を収め、8月3日より沖縄県沖縄市で開催されます九州大会へ出場致します。今回、九州大会出場に係る補助金を計上するものでございます。説明は以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい1点お尋ね致します。税務課です。8ページの定額減税調整給付事業 18節の不足額の給付金ですね。5,129万と出ております。これを実施する時期、給付のですね。いつ頃を予定されるのか併せてどのような形でこの給付金というのは、実際納税者に届くのか。以上お尋ね致します。

◎議長（小見田 和行 君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之 君） それではお答え致します。まず給付につきましては、8月下旬から9月上旬までに通知を送付し、確認書の受け付けを10月末までに完了したいと考えております。支給につきましては、11月までに給付を終えたいと見込んでおります。また昨年調整給付金を支給している方につきましてはプッシュ型、新たな不足額給付対象者には申請型の併用で実施する予定としております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。はい、分かりました。11月をひとつの区切りというかですね、今回は最終という御説明でしたので納税者の方にはそれまでということでお話ができると思いますが、実際に給付の場面ですよ、今プッシュ型と申されましたけど。プッシュ型とそれから通知を差し上げるということで、実際にはその税の納付云々ではなくて給付金としてお支払いをするということよろしいですか。

◎議長（小見田 和行 君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之 君） はい。給付につきましては、各個人様に口座のほうに振り込ませていただくということになっております。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（2番 加藤 弘 君） 加藤議員。（はい。）中学校のですね、ソフトテニスの助成、経費の助成の件ですが今ですね子育て時代でありまして、給食費とかですね授業料とかあらゆる経費が無料になっているわけですが、この参加するスポーツ大会は正式な学校の行事だと思いたいますが、その個人がやっぱりですね負担の必要があるのかなあとと思いたしてですね、沖縄ですから大変な経費がかかるかと思いたしますが全額学校から負担をするという形はとれないものかお尋ねを致します。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。今回の補助金につきましてはですねあさぎり町補助金等交付要綱に基づきまして補助を行うということでここにその中に大会参加料の登録料の実費全額ですね。その他の出場経費につきましては、3分の2以内の額ということで、今この規定にのっとって補助をしておるところでございます。現在のところこの規定にのって補助を行っておるということでございますので、今後、全額補助を行うかどうかというのは、また今後の検討次第ということになるかと思いたします。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） 現在はですね、もう規定・条例がそのようになっているから仕方ないと思いたしますが、今後ですね、子育てに優しいということで正式な学校の行事に対する負担については、何とか見てもらえないかなということで検討をしていただければなというふうに思いたしております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい、ありがとうございます。おっしゃったとおり非常にいろんな物価高もある状況の中、また中学校はとても活躍をしていただいていることも含めてですね、今後検討させていただきたいというふうに思いたします。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第19号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第4、発言取消申出書についてを議題とします。お諮りします。御手元に配付しました申出書のとおり、橋本議員から令和7年度第1回会議6月定例日の6月1

1 日における一般質問においての発言について発言の取消し届が提出されましたのでこれを許可したいと思いますが御異議ございませんか。異議なしと認めます。したがって申出書のとおり発言を取り消すことを許可することに決定しました。

◎議長（小見田 和行 君） お諮りします。本日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。異議なしと認めます。したがって条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長（小見田 和行 君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和 7 年度あさぎり町議会第 3 回会議を閉会します。

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。

午前 10 時 18 分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 8 月 25 日

議 長 小見田 和行

署名議員 溝口 峰男

署名議員 永井 英治